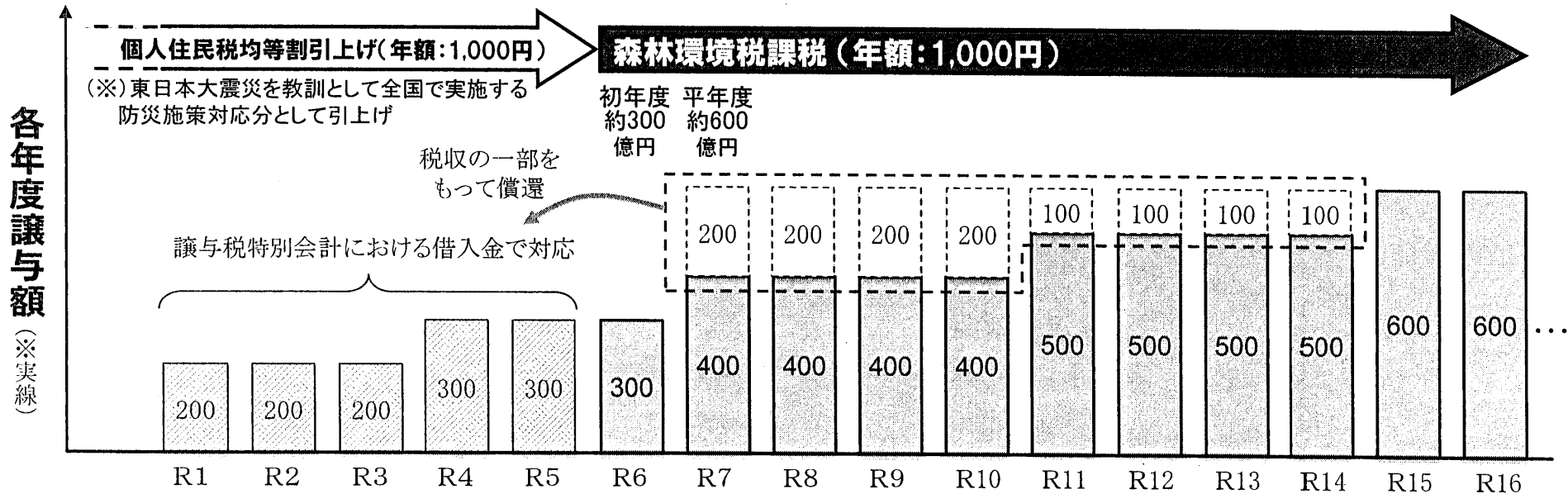


森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 令和5年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12			90 : 10		
(市町村分)	160			240		340				440				540	
(都道府県分)	40			60		60				60				60	

【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)	林野率	補正の方法
	20% : 林業就業者数		
都道府県分	30% : 人口	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
	市町村と同じ基準	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し



森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

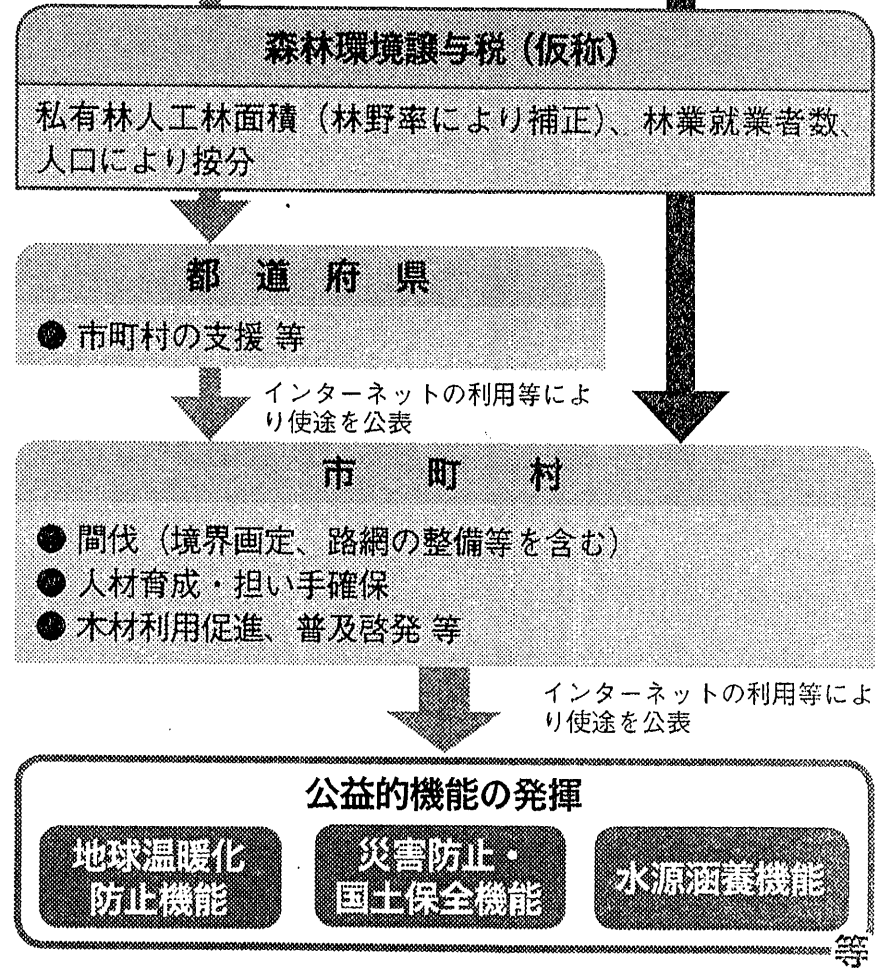
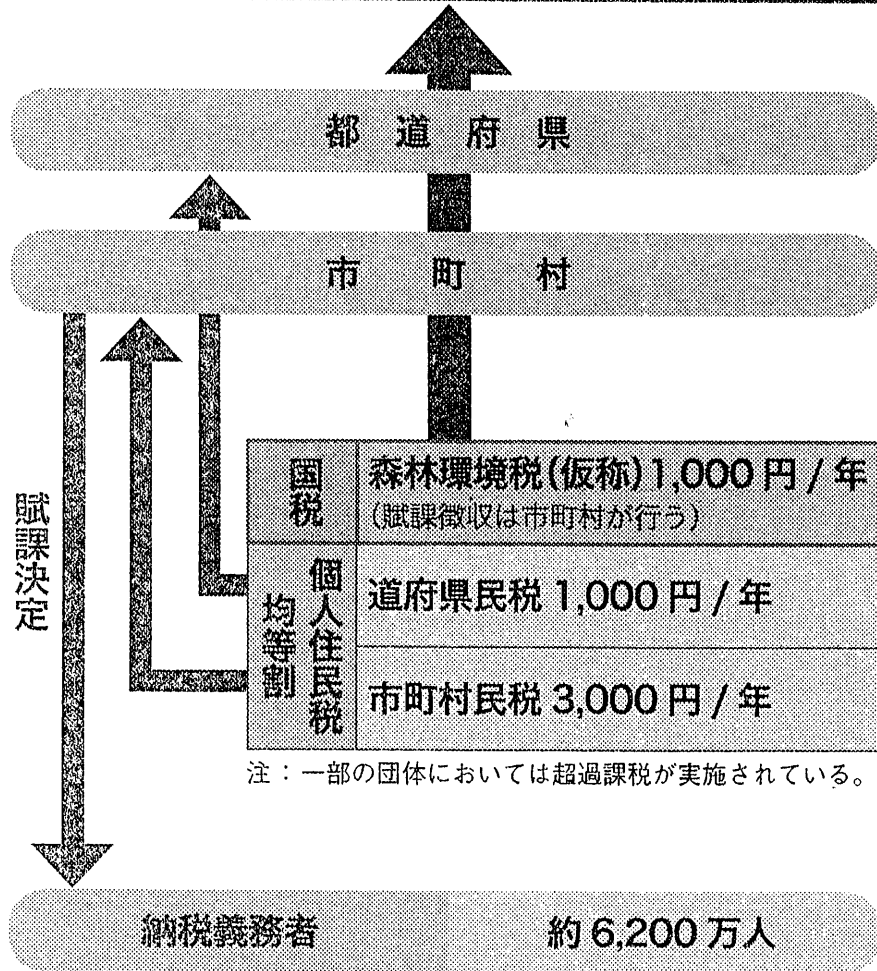
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



平成 36 年度から施行

平成 31 年度から施行

交付税及び譲与税配付金特別会計



(資料) 林野庁「林野」No.131、2018年2月号5ページ